

平成 30 年第 5 回農業委員会総会議事録

平成 30 年 5 月 1 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 30 年 5 月 1 日 (火)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 27 号 農地法第 3 条許可について

議案第 28 号 農地法第 4 条許可について

議案第 29 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 30 号 農地法第 5 条許可について

議案第 31 号 非農地証明について

議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 33 号 宮崎市農業委員会総会会議規程の改正 (案) について

議案第 34 号 宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の被服貸与に
関する規程の改正 (案) について

議案第 35 号 宮崎市農業委員会事務局規程の改正 (案) について

[報 告]

報告第 26 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 27 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 28 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条)

報告第 29 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 30 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 31 号 申請の取下げ・許可書等の返戻について

報告第 32 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

4. 出席委員

1番 日高隆志	2番 岡武義	3番 久保田章生
4番 井野義美	5番 鬼塚健太	6番 川越定光
7番 松元明彦	8番 川崎和久	9番 松田実
10番 長友紘子	11番 川崎正信	12番 川越正彦
13番 茜ヶ久保加代	14番 持原義信	15番 小倉俊博
16番 片上英行	17番 比惠島章之	18番 川越達也
19番 秋山広美	20番 前田峰子	21番 中村和寛
22番 外蘭香	23番 井田勝美	24番 小玉利光

5. 欠席委員

なし


6. 事務局出席者

局 長	小八重 和 久	副主幹兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主任主事	甲 斐 光		
総務係主事	加 野 歩 夢		
総務係主事	平 下 拓 実		


7. 市長部局出席者

な し

署 名 委 員

議 長 松 田 英 

委 員 持 原 義 信 

委 員 小 玉 利 光 

午後3時0分開会

○議長（松田） これより平成30年第5回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

まず、総会に先立ちまして、皆様御存じのとおり、川越宗次推進委員におかれましては、4月16日にご逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙禱をささげたいと思います。一同御起立ください。黙禱。

（黙 禱）

○議長（松田） 御着席ください。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、14番持原義信委員、24番小玉利光委員を指名いたします。

それでは、日程第2、議案審議ですが、議案全般につきまして事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） まず、本日の日程でございます。お手元に総会の会期及び議事日程表を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり1ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、本日の提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

まず、議案第27号農地法第3条許可については、先ほど訂正しましたとおり、15件でございます。

次に、議案第28号農地法第4条許可について5件、議案第29号農地法第5条許可に係る事業計画変更について2件、議案第30号農地法第5条許可について23件、議案第31号非農地証明について1件、議案第32号農用地利用集積計画の決定について86件、議案第33号宮崎市農業委員会総会会議規程の改正（案）について、議案第34号宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の被服貸与に関する規程の改正（案）について、議案第35号宮崎市農業委員会事務局規程の改正（案）について、以上、9議案で審議件数が135件でございます。

なお、農地法第3条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、24万7,206平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、21万4,759平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 27 号農地法第 3 条許可について、1 ページの 65 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第 3 条許可について説明します。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1 名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3 条申請となっております。2 ページの 69 番、70 番が該当しておりますが、こちらは、既に行政書士に依頼をしていた案件となっております。

それでは、主な案件について説明します。

1 ページの番号 61 番をごらんください。

本案件は、新規就農者による申請です。受人は現在、建設会社の代表取締役を務めております。これまで 1 年ほど解除条件付で農地を借りている法人の農作業の手伝いをしており、その中で自分も農業をしたいという意欲が出てきました。申請地では落花生の「おおまさり」を栽培する予定であり、今後は認定農業者も目指して、140 アールほどまで規模拡大を図っていく計画です。本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で、受人の総経営面積が 5,811 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページから3ページの70番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

○事務局（岡本） 番号74番をごらんください。

受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、これまで受人は兼業農家として父の農業を手伝っておりました。今回の申請で受人の総経営面積が5,740平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

同様の案件が、4ページの75番、76番、77番にございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第 28 号農地法第 4 条許可について、5 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 4 条許可について説明いたします。

農地法第 4 条許可につきましては、法第 4 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 19 をごらんください。

申請人は、大字小松在住の個人です。申請地は、生目地域センターから南西に約 250 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を建築したく申請に及んだものです。申請地は、生目地域センターからおおむね 300 メートル以内の範囲にあるため、農地区分は「第 3 種農地」になっております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は公共下水道にて処理、また周囲には L 型擁壁を設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないと思われます。なお、申請地は、本申請以前から、申請人により駐車場や資材置場として使用されておりましたが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断し、議案として上程しております。

その他の申請においても同様の追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 29 号事業計画変更について、7 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 5 条事業計画変更申請について説明いたします。

事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者に代わって転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされております。計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号 2 をごらんください。

申請人は、霧島 2 丁目在住の個人です。本申請は、田野町あけぼの 1 丁目の農地に「一般個人住宅及び事業用倉庫」を建築する目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、平成 23 年 12 月 27 日に許可を得ております。許可後、建築する準備をしておりましたが、建築資材の高騰などにより、資金繰りが悪化し、事業を行うことができませんでした。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。なお、転用申請については、14 ページの議案第 30 号 100 番で別途議案として上程しております。

次に、番号 3 をごらんください。

申請人は、清武町正手 3 丁目在住の個人です。本申請は、清武町今泉甲の農地に「住宅」を建築する目的で、農地法第 5 条の転用許可申請を行い、昭和 56 年 2 月 22 日に許可を得ております。許可後、建築する準備をしておりましたが、建築費用を調達で

きる見込みが立たなくなったため、事業を行うことができませんでした。今回、転用実行者を承継人に変更し、変更後の申請においても立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程したものです。なお、転用申請については、14ページの議案第30号102番で別途議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第30号農地法第5条許可について、8ページから9ページの85番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号84をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字塩路在住の農家3名、受人は大字瓜生野に本拠を置く不動産業を行う法人です。

本日、お手元に「農地法第5条許可資料」を配付しております。こちらの1ページに本案件の位置図を、2ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1ページの位置図のとおり、フェニックスカントリークラブから西に約650メートルの場所に位置する土地です。本案件は、受人が管理する土地に東九州自動車道建設工事に伴う建設発生土を受け入れ、埋め立て工事を行うため、申請地を「仮

設道路、仮設倉庫、資材置場及び駐車場」として一時利用したく申請に及んでおります。本埋め立て工事については、受人と地元自治体、水利組合において、周辺住民の生活道路となっている市道を使用しない旨協定書が締結されていることから、申請地を埋立地への進入路として使用する計画となっております。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で、「第2種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、隣接農地との境界から3メートル程度を安全帯として設け、車両や重機の通行を禁止し、雨水は地下浸透及び水路へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号85をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字島之内在住の農家及び佐土原町下那珂在住の農家、受人は村角町に本拠を置きリサイクル及び廃棄物処理業を行う法人です。

「農地法第5条許可資料」の3ページに位置図、4ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、3ページの位置図のとおり、ホンダロック広瀬工場から北西に約100メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「露天駐車場」を整備したく申請に及んでおります。3ページの位置図のとおり、受人は申請地の隣接地に事業所を設けておきまして、所有する大型トラックや従業員の駐車場として申請地を利用する計画となっております。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象になっていない生産性の低い小集団の農地で、「第2種農地」です。申請地の周囲は雑種地及び用悪水路となっており、農地とは接しておらず、周辺農地への影響はないと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○2番（岡委員） 現場に立ち会いました。申請地は、土砂を埋めるので、開発の段階で、遊水池などを設けたほうがいいのかという意見があり、事務局と相談をしました。まだ埋め立てという段階で、どれくらいかもわからないし、一応2年間は未定とのことでしたが、事務局としては、遊水池の設置までは指導できないという

ようなことだったので、そこ辺のことを説明していただくといいたすけれども。埋立地は規模が広過ぎるので、最初から遊水池を設けるとい指導はできないといううなことだったんすけれども。

○事務局（押川） 基本的には、農地法の許可については、農地の部分をその他の目的に使用しようとする場合に許可の審査を行うものです。今回については、基本的に計画図にありますように埋め立て予定地に通じる仮設道路をつくりたいという部分が、農地であったものであり、この部分についてのみ審査を行っているような状況でございます。北側の埋立地の部分については、農地がないことから、ここについて農地法上の規制をかけていくというのは非常に難しいと思っております。

○2番（岡委員） ここは雑種地でしたか。

○事務局（押川） 原野です。

○2番（岡委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○16番（片上委員） 今の関連でございますが、水利組合の許可が得てあると思いたすけれども、この埋め立ての付近は全て耕作放棄地でございます。その下流に石崎土地改良区がございまして、私たちの集落がこの1.5キロ下にあり、影響は私たちの石崎土地改良区のほうにあると思いたす。今現在、この埋め立ての少し下流のほうに大森淡水さんがありますが、管轄地区ではないということで、そのときにも、石崎土地改良区は関知しておりません。しかし、水は下流のほうに来ますので、石崎土地改良区のほうの許可もとってもらいとありがたいと思いたす。

○事務局（押川） 今、手元にこの造成工事に関する協定書の写しがございまして。この中では、先ほど委員がおっしゃったとおり、南部水利組合と北部水利組合と地元の南部自治会、北部自治会と協定を結んでいるという格好になっておりまして、この埋め立て工事に関して、直接事業地に隣接するような水利組合と自治会と協定書を結んでいるというような状況になっているかと思いたす。直接の埋め立て工事については、先ほども申し上げたとおり、基本的には、農地でない部分に埋め立て工事を行うというものですから、農地法として何かしらの規制をかけていくというのは非常に難しいと思いたす。ただ、そういった意見があったということは、申請人にお伝えし

ようにと思いますが、何かしら法律をもって規制をかけていくというのは非常に難しい
と思っております。

○16番（片上委員） よろしくお願ひしたいと思ひます。岡委員の地区は埋めてもあ
んまり影響はないと思ひますけれども、一番影響をこうむるのが、下流のほうの下
山・片瀬地区の農家の方が一番困ると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） ほかにございませぬか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページから10ページの86番を議題とします。

○事務局（押川） 番号86をごらんください。

申請人のうち、渡人は田野町甲在住の農家、受人は横浜市西区に本拠を置く太陽光
発電事業などを行う法人です。

「農地法第5条許可資料」の5ページに位置図を、6ページに計画図を掲載してお
りますので、御参照ください。

申請地は、5ページの位置図のとおり、田野町仮屋原地区から北西に約500メー
トルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「太陽光発電施設」を整備した
く申請に及んでおります。なお、一体利用する山林を含めると、全体面積は1万367平
方メートルとなります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生
産性の低い小集団の農地で、「第2種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接して
おりますが、申請地は隣接する農地より低い位置にあること、雨水は申請地西側に側
溝及び浸透ますを設置し処理することから、周辺農地への影響はないと思われま
す。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、本申請により設定される権利は地上権となっておりますが、地上権とは、他
人の土地において、工作物または竹木を所有するため、その土地を使用する権利です。
他人の土地を利用するという点では賃借権と同じですが、権利の強弱という点で違い

があります。例えば登記において、賃借権を登記するには土地所有者の承諾が必要ですが、所有者側に登記に応じる義務はありません。対して地上権は、土地所有者は登記に応じる義務があります。また、権利を譲渡する場合、賃借権は土地所有者の承諾が必要になりますが、地上権は承諾不要です。また、土地の所有者を変更した場合、賃借権は新しい土地所有者に権利を主張することはできませんが、地上権は新しい土地所有者に地上権を主張できます。つまり、賃借権は土地所有者の承諾を得て土地を間接的に支配する権利であるのに対し、地上権は土地を直接的に支配できる強い権利という違いがあります。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○15番（小倉委員） 86番の太陽光の売電単価と地上権の対価を教えてください。

○事務局（押川） ただいまの質問にお答えします。売電価格が1キロワット当たり36円、地上権の対価が1年間81万円、22年間の契約となっております。22年間で総額1,782万円となっております。以上です。

○15番（小倉委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページから11ページの88番までを議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、日高隆志委員の退室を求めます。

（1番日高隆志委員退室）

○事務局（押川） 番号87をごらんください。

申請人のうち、渡人は清武町今泉乙在住の農家、受人は清武町池田台在住の獣医師です。

「農地法第5条許可資料」の7ページに位置図を、8ページに計画図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、7ページの位置図のとおり、清武南インターチェンジから南に約1.3キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「牛舎、放牧場、農業用倉庫、農業用資材置場、駐車場」を整備したく申請に及んでおります。受人は、獣医師で、長年にわたって畜産業とかかわっており、その経験をもとに畜産農家となるべく牛舎等の建築を計画しております。なお、一体利用する山林を含めると、全体面積は6,260平方メートルとなります。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で、「第2種農地」です。申請地の周囲に農地や民家はなく、牛舎及び堆肥舎は、床にコンクリート定盤を張り、全面に屋根をつけ、雨水が家畜排泄物とまざることによる汚水発生を防止しております。また、牛舎からの糞尿は敷きわらに吸着させた上で排出し、堆肥舎で堆肥化することから、環境対策は十分に講じられているものと考えております。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号88をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字芳士在住の農家2名、受人は大字小松在住の個人です。申請地は、県立宮崎北高等学校から南に約400メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に「一般個人住宅」を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、雨水は道路側溝へ放流、生活排水は合併浄化槽にて処理、また周囲にはブロックを設置し土砂の流出を防止することから、周辺農地への影響はないと思われま

す。なお、申請面積が583平方メートルとなっており、個人住宅転用制限面積のおおむね500平方メートルを超えますが、受人は将来的には実家の農業を継ぐことを検討しており、その際、農業用倉庫等の建築が必要になること、また、許可基準を満たすため分筆することも検討したようですが、分筆後の残地面積では農地としての使用が困難であり、隣接農地所有者も購入を希望せず、農地として残しても周囲の土地との一体利用が見込めないことから、この面積でやむを得ないと判断したものです。その他

の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、番号 89、90、91、92、93、95 があります。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

日高隆志委員の入室を求めます。

（1 番日高隆志委員入室）

○議長（松田） 次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 94 をごらんください。

申請人のうち、渡人は大字細江在住の農家、受人は宮崎駅東 2 丁目に本拠を置く建設業を行う法人です。申請地は、細江公民館から北東に約 300 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を宮崎市発注の西部地区道路舗装維持修繕工事に伴う「仮設倉庫及び資材置場」として一時利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成は行わず、雨水

は地下浸透にて処理することから、周辺農地への影響はないと思われまゝす。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

なお、同様の「農用地区域内」で「一時転用」に該当している追認案件は、番号 96 番があります。そのほかにも追認案件がございますが、始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

○13 番（茜ヶ久保委員） 103 番の案件について質問です。これは受人が北海道の方で土地は借地にして、上物だけを建てるという案件だと思うんですが、今現在、北海道に住んでいらっしゃるって、建物をこちらのほうに建てるという時に、実際に確認ができるのかなと思ひまして、もしもわかれば、そういう事情とかを聞かせていただくとありがたいです。

○事務局（押川） 受人は、渡人の妹でございまして、もともとこちらの出身で、帰

郷されるということでした。御兄妹なので、使用貸借権の設定というふうに聞いております。

○13 番（茜ヶ久保委員） わかりました。ありがとうございました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第 5 条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号 84 番から 87 番につきましては、5 月 14 日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問いたします。

議案第 31 号非農地証明について、16 ページを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第 31 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で非農地化していることを証明するものです。非農地化の事由としては、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

この 1 件の証明願の案件につきましては、4 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行った結果、申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第 32 号農用地利用集積計画の決定について、17 ページから 54 ページまでの利用権設定分を議題とします。

○事務局（平下） 議案第 32 号農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、17 ページの番号 18 番から 54 ページの番号 389 番までの 63 件でございます。内訳といたしましては、中間管理権の設定が 1 件、使用貸借権の再設定が 3 件、新規設定が 6 件、賃借権の再設定が 22 件、新規設定が 23 件となっております。また、50 ページの番号 382 番から 389 番までの 8 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく願います。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

次に、55 ページから 66 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（平下） 農地利利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、55 ページの番号 390 番から 66 ページの番号 412 番までの 23 件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○13番（茜ヶ久保委員） 先ほどの案件もだったんですけど、備考欄の書き方なんですけど、あっせんに関わっている人の部分ですけど、認定農業者というのは受人本人で、あっせんに関わっている方が次に書かれて、その次の作物は本人の経営する作物ということなんですよね。だから、何か非常に書き方がわかりづらくなっているの、あっせんする方を後にするとか、あっせんはこの方とか、そういう書き方をしてもらおうと、わかりやすくなるのではないかなと思っております。いつも私は見るときに、この作物はあっせんの人かなと思ったりもするものですから、この辺のところの検討をよろしく願いいたします。

○事務局（甲斐） 先ほどの意見についてお答えをさせていただきます。今回の議案の中では、認定農業者、立ち会いをした推進委員、実際に所有権移転を受ける方が何をつくれるかという順番で入れさせていただいております。備考欄の記載の仕方については、また再度事務局のほうで協議させていただいて、皆さんにわかりやすい資料をお示しできるように詰めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（松田） 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

○13番（茜ヶ久保委員） はい。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○22番（外園委員） 今言われたことの関連で、410番、秋丸良行さん、基本構想水準到達者と書いてありますが、基本構想とは何ですか。

○事務局（甲斐） 基盤強化促進法で所有権移転等を行う際は、認定農業者もしくは認定新規就農者、市の基本構想水準到達者などの所有権移転を行っているところでございます。先ほど外園委員が言われましたとおり、議案番号410番、基本構想水準到達者とありますけれども、現在、農業委員会では、過去に認定を取られていまして、現在は認定農業者の期間が過ぎている、なおかつ過ぎた後も経営規模等が当時と変わらず、もしくはそれ以上で、いつでも認定を取れるような方を、申出があった場合に農業委員会で聞き取り等をさせていただいて、基本構想水準に到達するかどうか等を判断させていただいている状況でございます。以上です。

○22 番（外園委員） もう一回、さっきの確認ですが、秋丸良行さんは最適化推進委員だから、それは秋丸良行さんのことを言われるのか、それとも小畑文男さんのことを言われるのか。

○事務局（甲斐） この場合は、受人の小畑文男さんのことを指しています。

○22 番（外園委員） わかりました。

○23 番（井田委員） だから、やっぱり備考欄の書き方が見にくい。どれがどれやらわからないような感じですね。認定農業者が受けられたと、それで、あっせんをしたのは推進委員、露地果樹とあるのは受けられた方がつくる作物でしょう。だから、これを見たときに、本当にどれがどれやらわからないですね。

○事務局（甲斐） 備考の記載については、先ほども申し上げたんですけれども、できるだけ見やすく皆さんにお示しできるように、またどういった形で載せていくか等検討させていただければと思います。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 33 号宮崎市農業委員会総会会議規程の改正（案）について、68 ページ、議案第 34 号宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の被服貸与に関する規程の改正（案）について、71 ページ、議案第 35 号宮崎市農業委員会事務局規程の改正（案）について、74 ページを議題とします。

なお、議案第 33 号から議案第 35 号は、同様の提案理由ですので、事務局にて一括説明いたします。

○事務局（加野） 議案第 33 号宮崎市農業委員会総会会議規程の改正について、議案第 34 号宮崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の被服貸与に関する規程の改正について、議案第 35 号宮崎市農業委員会事務局規程の改正について、同様の提案理由のため、一括で御説明いたします。

69 ページの別冊 1 をごらんください。別冊 1、改正の概要及び新旧対照表となっております。新旧対照表につきましては、右が現行の規程、左が改正案となっております。改正する部分には下線を引いております。

新旧対照表をごらんください。

平成 30 年 3 月に「宮崎市用語等の整理に関する措置条例」が制定されたことにより、用語等の表現を統一する必要がありますので、別表及び様式の表示の次に関係条番号が付されていない表記につきましては、文言の修正を行っております。

なお、議案第 34 号の別冊 2 及び議案第 35 号の別冊 3 に関しましても、同様の改正内容となっております。

説明は以上です。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

議案第 33 号に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

次に、議案第 34 号に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

次に、議案第 35 号に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第 26 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る専決処分の報告でございます。

その数 2 件でございます。

報告第27号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告で、2ページから7ページにお示ししております。その数21件でございます。

報告第28号は、農地法第5条に係る専決処分の報告でございます。その数1件でございます。

報告第29号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告でございます。その数4件でございます。

報告第30号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告でございます。その数20件でございます。

報告第31号は、申請の取下げ・許可書等の返戻についてでございます。その数2件でございます。

報告第32号は、相続等による権利移動についてでございます。その数9件でございます。

なお、報告第26号、第27号は、局長専決処分によりまして受理されたもので、その専決日も備考欄に記入しております。

報告第28号、第29号、第30号は、第3回及び第4回総会の承認を受け、会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成30年第5回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時12分閉会